



島根県報

平成28年 5月17日 (火)

号外 第 110 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

洪水特別警戒水位の設定	(河 川 課)	2
水防警報を行う河川の指定の一部改正 (3件)	(")	3
水防警報を行う河川の指定	(")	4

告 示

島根県告示第385号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を次のように定め、平成28年5月18日から施行し、特別警戒水位の設定（平成17年島根県告示第881号）及び特別警戒水位の設定（平成21年島根県告示第206号）は、同日付で廃止する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

水 系	河川名	区 域		観測所名	観測所所在地	洪水特別警戒水位 (メートル)
		左 岸	右 岸			
斐伊川	斐伊川 (幹川)	雲南市三刀屋町上熊谷 (新引野橋) から雲南市 木次町下熊谷1912番の2 地先まで	雲南市木次町西日登(新 引野橋) から雲南市木次 町新市2025番地先まで	日登	雲南市木次町 西日登	4.50
斐伊川	久野川	雲南市木次町東日登(日 の出橋) から斐伊川への 合流点まで	雲南市木次町木次(日 の出橋) から斐伊川への合 流点まで	日の出橋	雲南市木次町 東日登	2.90
斐伊川	赤川	雲南市大東町大東869番 の1地先(神田橋) から 斐伊川への合流点まで	雲南市大東町大東7番地 先(神田橋) から斐伊川 への合流点まで	町上	雲南市加茂町 加茂中	5.10
斐伊川	三刀屋川	雲南市三刀屋町古城1203 番の5地先(坂山橋)か ら斐伊川への合流点まで	雲南市三刀屋町三刀屋 390番の1地先(三刀屋 新大橋) から斐伊川への 合流点まで	坂山橋	雲南市三刀屋 町三刀屋	2.90
斐伊川	飯梨川	安来市広瀬町布部(上布 部橋) から安来市広瀬町 (新宮川合流点) まで	安来市広瀬町布部(上布 部橋) から安来市古川町 (新宮川合流点) まで	大渡	安来市広瀬町 川平	2.80
斐伊川	伯太川	安来市伯太町井尻(母里 界) から安来市安来町 (河口) まで	安来市伯太町井尻(福富 界) から安来市安 来町(河口) まで	弘鶴橋	安来市伯太町 東母里	2.80
				安来大橋	安来市安来町	2.30
斐伊川	意宇川	松江市八雲町日吉(八雲 大橋) から松江市富士見 町(河口) まで	松江市八雲町日吉(八雲 大橋) から松江市意宇町 (河口) まで	出雲郷	松江市東出雲 町出雲郷	3.30
				神納橋	松江市八雲町 日吉	2.10
静間川	静間川	大田市川合町(善性寺 前) から大田市静間町 (河口) まで	大田市川合町(善性寺 前) から大田市静間町 (河口) まで	川合橋	大田市川合町	3.20
				八日市橋	大田市長久町	3.80
静間川	三瓶川	大田市大田町(日の出 橋) から大田市静間町 (静間川合流点) まで	大田市大田町(日の出 橋) から大田市静間町 (静間川合流点) まで	神田橋	大田市大田町	2.90
江の川	八戸川	江津市桜江町市山(546)	江津市桜江町江尾(452)	江尾	江津市桜江町	3.30

		－1地先)から江津市桜江町後山(江の川合流点)まで	地先)から江津市桜江町川戸(江の川合流点)まで		市山	
敬川	敬川	江津市敬川町(451地先)から江津市敬川町(河口)まで	江津市敬川町(438地先)から江津市敬川町(河口)まで	敬川橋	江津市敬川町	2.70
下府川	下府川	浜田市上府町(府中橋)から浜田市下府町(河口)まで	浜田市上府町(千代松原橋)から浜田市下府町(河口)まで	府中橋	浜田市上府町	5.40
浜田川	浜田川	浜田市相生町(三宮橋)から浜田市港町(河口)まで	浜田市黒川町(三宮橋)から浜田市殿町(河口)まで	浜田大橋	浜田市殿町	2.00
三隅川	三隅川	浜田市三隅町三隅(399地先)から浜田市三隅町古市場(河口)まで	浜田市三隅町三隅(杉の森橋)から浜田市三隅町湊浦(河口)まで	三隅	浜田市三隅町三隅	5.70
高津川	津和野川	津和野町下横瀬(小床橋)から津和野町後田(尾曾部橋)まで	津和野町下横瀬(小床橋)から津和野町寺田(JR鉄道橋)まで	町田	津和野町町田	2.80 (名賀川合流地点より上流については、2.20)
高津川	高津川	吉賀町沢田(塔尾橋)から吉賀町注連川(重藤橋)まで	吉賀町六日市(塔尾橋)から吉賀町立戸(重藤橋)まで	塔尾橋	吉賀町沢田	1.70
八尾川	八尾川	隠岐の島町原田(蔵見橋)から隠岐の島町西町(河口)まで	隠岐の島町上西(蔵見橋)から隠岐の島町港町(河口)まで	中条	隠岐の島町原田	2.40

島根県告示第386号

水防警報を行う河川の指定(平成17年島根県告示第551号)の一部を次のように改正し、平成28年5月18日から施行する。

平成28年5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中

2.80
1.80

を

2.70
1.70

に改める。

島根県告示第387号

水防警報を行う河川の指定(平成17年島根県告示第581号)の一部を次のように改正し、平成28年5月18日から施行す

る。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中

「	2.80	「	2.20	を	「	2.20	に改める。	」
	2.60		2.40			5.10		
	5.10		2.00			1.80		
	2.20		2.20			2.50		
	2.00		2.20					
	2.20							
	2.60							」

島根県告示第388号

水防警報を行う河川の指定（平成21年島根県告示第212号）の一部を次のように改正し、平成28年 5月18日から施行する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中

「	1.50	0.90	を	「	1.10	0.90	に改める。	」
---	------	------	---	---	------	------	-------	---

島根県告示第389号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報をする河川を次のように指定し、平成28年 5月18日から施行する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

水系	河川名	区 域		観測所名	所在地	警戒水位 (メートル)	指定水位 (メートル)
		左 岸	右 岸				
江の川	八戸川	江津市桜江町市山	江津市桜江町江尾	江尾	江津市桜江	2.60	1.70

		(546-1地先)から 江津市桜江町後山 (江の川合流点)ま で	(452地先)から江津 市桜江町川戸(江の 川合流点)まで		町市山		
敬川	敬川	江津市敬川町(451地 先)から江津市敬川 町(河口)まで	江津市敬川町(438地 先)から江津市敬川 町(河口)まで	敬川橋	江津市敬川 町	2.10	2.00